

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成22年第1回臨時会

平成22年1月27日

新宿区教育委員会

## 平成22年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成22年1月27日(水)

開会 午後 2時53分

閉会 午後 3時37分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	羽原清雅	委員	松尾厚
委員	菊池俊之	教育長	石崎洋子

説明のため出席した者の職氏名

次長	小柳俊彦	参事	教育政策課長	竹若世志子
教育指導課長	上原一夫	事務取扱		
文化観光国際課長	山田秀之	学校運営課長	齊藤正之	

書記

教育政策課管理係長	久澄聰志	教育管理係主査	安川正紀
教育政策課管理係	岩崎鉄次郎		

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 議案第 1 号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2 号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 5 号 新宿区指定文化財の指定について

### 報 告

- 1 文化財調査員の追加委嘱について（文化観光国際課長）
- 2 その他

開 会

羽原委員長職務代理者

ただいまから平成22年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

今日、白井委員長が出られませんので、職務代理者である私、羽原が代行させていただきます。

白井委員長と熊谷委員が欠席ですが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名議員は、菊池委員によるしくお願いいたします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

議案第1号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例

議案第4号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第5号 新宿区指定文化財の指定について

羽原委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受けまして、1件ずつ質疑、採決を行います。

「日程第1 議案第1号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第3号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例」、「日程第4 議案第4号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第5 議案第5号 新宿区指定文化財の指定について」を議題

とします。

それでは、説明を教育政策課長からよろしく申し上げます。

教育政策課長 では、議案第1号から第5号まで一括して議案概要により説明させていただきます。

まず、第1号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、労働基準法の一部改正に伴いまして、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げるほか、義務教育等教育特別手当の上限額を改正する必要があるためでございます。

まず、1番目でございますが、労働基準法の改正が平成22年4月1日から施行される予定ですが、60時間を超える時間外労働については法定割り増し賃金率を25%から50%に引き上げるとされています。幼稚園教育職員に関しても同様な取り扱いをするため、第20条第5項を次の表のとおり改めるものです。

まず、通常正規の勤務時間において超過勤務を行った場合、または法定休日、例えば日曜日などですが、を除く週休日及び祝日などの休日に超過勤務を行った場合に、両方加えて月60時間を超えた分について100分の50を加算するということとなります。

なお、育児短時間勤務、再任用短時間勤務をしている職員については、本来の1日当たりの勤務時間が7時間45分ですので、その時間までは割り増し賃金率は適用されず100分の100でございますが、超えた場合にはその100分の125が適用され、さらに月60時間を超えたときも同様に100分の150の割合が適用となるというものでございます。

また、夜の10時から翌朝の5時までの深夜帯においても月60時間を超えた場合の割り増しについて、超えた分を100分の175とするものです。

さらに、週休日に勤務した場合に、あらかじめ定められた1週間の正規勤務時間内には振り替えができず翌週等に振替をとらざるを得なかった場合には、1週間の労働時間がオーバーしているとの考えから100分の25の割り増しをつけることになっておりますが、これも月60時間を超えた場合にはその超えた分について100分の50の割り増し率とするものです。

次に第2番目ですが、第9条第4項についてです。新旧対照表に現行と改正案が載っております。現行では第20条は4項まででございますが、改正案では第5項に今回、60時間を超えた部分について規定しています。その関係から、改正案の第9条の第4項を見ていただきますと、週休日という言葉が第20条第5項につけ加わっている関係から、この『20条第5項』が加えられています。

また、20条の第3項ですが、実は20条の第5項で当該正規の勤務時間に相当する時間について再度表記している関係から、「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という略称規定を設けているものです。

次に第5項ですが、『第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額』ということが規定されています。第22条が勤務1時間当たりの給与額の算出を規定しているところでして、そこに第20条第5項を加える必要があるためこれに加えているものです。

以上3点につきまして、この20条第5項の改正に伴う規定整備をさせていただくというものです。

次に3番目ですが、義務教育等教員特別手当の上限額の改正です。

こちらは31条の第2項でして、新旧対照表を見ていただきますと7,900円を超えない範囲から5,900円を超えない範囲というように金額を変えています。

教育職員の人材確保に関する特別措置法により、教員給与の優遇措置があり、幼稚園の教員についてはこの義務教育職員の特別手当の2分の1相当額が支給されています。その関係で規定されているものですが、この財源である国庫負担金が21年1月には3.8%から3%になり、引き続いて22年1月から2.2%に縮減するという改正があり、他自治体との均衡を図る観点からこのように変えさせていただくものです。

施行日につきましては平成22年4月1日です。

次に、第2号議案について御説明いたします。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ですが、幼稚園教育職員の子育て支援のため、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に子の育児を行うための休暇として、新たに育児休暇を特別休暇に設けるものです。

具体的な内容ですが、配偶者の出産日の翌日から10週間を経過するまでの期間内、同居する小学校就学前の子がある場合は、出産予定日の8週間前の日から出産日後10週間を経過するまでの期間内で取得できるものです。日数は日を単位として連続する5日以内ですが、必要と認められたときは日を分割し、または時間を単位として取得することができるというものです。

これにつきまして、育児休暇の内容、期間その他の必要な事項は、別途教育委員会規則で定めるものとしております。

施行日は平成22年4月1日です。

次に、第3号議案について御説明いたします。

新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例ですが、新宿歴史博物館の休館日について、毎週月曜日であったものを第2、第4月曜日に変更するものです。このことについては、指定管理者である生涯学習財団からその旨の承認申請がありまして、平成21年4月1日から試しに実行してきたものでございます。その結果、一定の需要があると確認でき、開館日を拡大することで利用者のサービス向上につながると判断できるため改正するもので、あわせて規則への委任規定について、ほかの条例の表記と合わせる文言整理を行うものです。

また、博物館の開館時間は午前9時半から午後5時半とされていますが、講堂の利用時間が午前9時半から午後5時となっており、利用者の皆様に誤解が生ずる関係から利用時間を別表に記載するという改正をしています。

施行日は平成22年4月1日でございます。

次に、第4号議案について御説明いたします。新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則ですが、これは平成22年1月1日に日本年金機構法が施行されまして、社会保険庁が廃止され、従前の社会保険事務所にかわり年金事務所が対人業務を行うことになりました。そのため、公務災害休業補償請求書などのさまざまな様式がございますが、その「所轄社会保険事務所等」とある欄を「所轄年金事務所等」に改めるものです。

議案につけてあります様式をお開きください。

例えば、第4号様式「公務災害休業補償請求書」があります。改正後の案の中ほどの右端に「所轄年金事務所」とあり、下線部がついています。現行では所轄社会保険事務所となっています。このような様式の改正を、ここに記載のとおりの様式すべてに改正を行うというものです。

施行日ですが、公布の日から施行し平成22年1月1日から適用するものでございます。

次に、第5号議案について御説明します。

こちらは新宿区文化財の指定についてですが、新宿区文化財保護審議会から答申のあった丸藤宮元講社の富士講行事を新宿区文化財保護条例第7条に基づき指定文化財として指定するためでございます。

この内容については、平成6年5月14日に教育委員会諮問第7号で諮問をしておりましたが、この15年の間、この富士講が確実に継承されていると確認されましたので、平成21年12月19日、文化財保護審議会答申第53号として受けたものでございます。

名称、所有者（保持団体）、所在地はこの議案に記載のとおりでございます。

以下、物件の説明、指定理由などにつきましては、担当の文化観光国際課長から御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

文化観光国際課長 それでは、5号議案について物件の内容の説明、指定理由について2点御説明をさせていただきます。

今回御審議いただきますのは指定文化財として丸藤宮元講です。富士講というのは富士山を信仰する人々による江戸時代中期に成立した民間信仰の1つです。江戸時代後期になりますと、元講というものから発生した枝講、本家から発生した分家みたいなものですが、こうした枝講が興りまして、市中の市民の間に広がり大きく発展したという経過がございます。

この中で、高田藤四郎さんという方を講祖とする丸藤講が最も早い時期に成立した元講の1つであって、安永8年、1779年に藤四郎が水稲荷の境内に築いた高田富士は、都内及び近接の各県に多数確認されている富士塚の中で最初に築造された富士塚というものが史実にあります。そうした中で、明治から昭和の初期にかけて富士講の活動が持続をしていくわけですが、戦後になると急速に衰退をしていく状況があります。丸藤講についても多くの枝講と同様の経過というものをたどってきています。

このような中で、丸藤講の中にある、今回御審議いただく丸藤宮元講社については、戦後になっても早稲田鶴巻町在住の先達、井田氏を中心に活発な活動を続けて、毎月のおたき上げ、七富士参り、北口の本宮、富士浅間神社の節分祭への参加、富士山の参拝登山、それから江戸の火祭での拝みというような、富士講の本質的な内容、技術というものをしっかりと継承していただいている、そうしたものを現在に伝えています。

今回の文化財としての指定の理由です。かつて江戸市中には多くの系統から成る富士講があったわけですが、高田富士を象徴的中心とした丸藤講は新宿区とその周辺、さらに千住ですとか入間、高麗方面にわたって多数の講社を有していた。富士講は地域との結びつきが強く、丸藤講は区内の牛込、市谷、淀橋などから隣接の文京区関口、小石川方面などにかけて範囲が勢力の中心となっていた。戦後になって多くの講社が衰退をしていく中、現在においてもその富士講の行事をよく伝えている区内唯一の団体であるということ、それから、この丸藤宮元講社が古くからの富士講の形態と活動を保っている背景には、しっかりと先達による活発な活動が続けられてきたことが挙げられ、こうした中で、各地に存在する多くの富士講社の活動が途絶えている現在、丸藤宮元講社の富士講は、かつて市民の間に広がった富士山信仰及び富士講の行事の形態を知る上で極めて貴重な無形の民俗文化財である。

このようなところを専門家であります文化財の審議会で御判断いただきまして、今回、諮問に対する答申ということでしたものを改めて指定の文化財として、本日議案として提案させていただくものです。

なお、資料に写真が1枚ついております。これは丸藤宮元講社の富士登山の一場面を写したというもので、前のほうに座っていますのが講社の方です。それから、後ろのほうには一緒に研究者の方、大学の方がついていたということで、あわせて写っているという状況です。一場面ということで参考資料としてつけさせていただいたものです。よろしく願いいたします。

羽原委員長職務代理者 1号から5号までの議案説明が終わりました。

順次御意見、御質問を受けたいと思いますが、第1号議案について御意見のある方はどうぞ。

松尾委員 第1号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正ですが、その超過勤務に対して給与の額を変更する、その趣旨は超過勤務をなるべくなら少なくしようということだと理解しておりますけれども、実際に運用するに当たっては幼稚園の行事等の兼ね合いでどうしても超過勤務、しかもその勤務のとり方が同じ週で固まってしまうというようなことが起きないとも限らないようにも思いますが、そのあたりの現実の運用という点については何か配慮はあるのでしょうか。

教育指導課長 まずは超過勤務ですが、基本的には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という、一般に給特法と呼ばれているものの中で、4項目については管理職、園長が教員に対して超過勤務を命ずることができる定められています。それ以外については基本的には命ずることができないというように、まず大原則として定められているということです。

今、委員御指摘いただきましたように様々な行事があります。この4項目の1つには、行事に関する業務というものも含まれていますので、それについては認められていますが、年間を通して、バランスよく、無理のない状況で行事を割り振ることがまず第一です。しかし、その週においては御指摘のような週の定められている時間をオーバーして命ずることになるわけですが、これについては、超過勤務手当を出すということではなく、給特法に基づき、給与月額4%に相当する教職調整額を支給するということになっているのが実態です。

羽原委員長職務代理者 ほかに御意見ございますか。

松尾委員 これは内容というよりはこの条例の文面ですけれども、新旧対照表の第22条ですが、これはここに計算方式が書いてありますが、世間では数式を使うと難しいとよく言われますが、これは数式で書いたほうがずっと易しいと私は思います。

非常に苦労して先ほど読みまして、私の理解するところでは給与の月額をAとします。人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額をBとします。勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間をCとします。そして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数というものをDといたしますと、この第22条で定められている額というのは、 $12(A + B) \div (52C - \frac{C}{5} \times D)$ になるように思われるのですが、これで合っていますでしょうか。

教育政策課長 松尾委員がおっしゃるとおりでございます。

羽原委員長職務代理者 それでは、ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第1号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

羽原委員長職務代理者 議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号について御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

松尾委員 育児休暇ということですが、実際の勤務の中では場合によってはなかなかとりづらい状況も起こり得ると思いますけれども、そのあたり、実際のところはどうでしょうか。

教育指導課長 今回の場合男性職員だということですが、やはり担任になった場合になかなか大変とりづらい状況があるということは想定されます。

しかしながら、これからの時代を考えたときに、男性職員においても家庭の役割は果たしていくという点では、職場の中でみんなで力をあわせてその職員のために助け合っていくということはどうしても必要になってくるかと思えます。今現在、新宿区におきましては、男性職員は幼稚園には2名で、1名が40代の男性で1名はまだ独身ですので、今のところ直ぐには残念ながらこれに該当する人物はいないと思われませんが、やはりこれからを見据えて、こういうような整備をしていくことが必要であろうと考えているところです。

羽原委員長職務代理者 よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

議案第2号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

羽原委員長職務代理者 議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号について御意見、御質問がある方はどうぞ。

これは、当然、人員の割り振りなどは可能なわけですか。

文化観光国際課長 今回、開館日を拡大するに当たっての人員の割り振りということですが、極力人員については経費を増やさないということを考えております。この間、試行の中での結果の報告ということでは、基本的には正規職員についてはシフトの変更ということでこれは増やさないで対応しておりました。

それと、パート職員については、週当たり6時間分、若干増えたところがあります。そういう中でも一定のサービスの向上と、それから入館者数についても、今回、試行した結果、アベレージですけれども、入館者の1日当たりの平均人数が月曜日159.9人というデータが出ています。そうした中で、一方では火曜から金曜の平日は平均113.6人ということで、月曜日に計画的にいろいろな講座なども行ったということではありますが、そういう中でのサービスの向上との一定効果があるというように考えております。

羽原委員長職務代理者 予想以上に多いんですね。もっと来館者は少ないかと思っていました。

文化観光国際課長 なるべく増やしていくよう、引き続き努力してまいります。

羽原委員長職務代理者 よろしく願いいたします。

石崎教育長 講堂の利用時間について今回明記されるわけですが、従来はどのように周知していたのでしょうか。

文化観光国際課長 利用案内の中で周知をしていたということです。

羽原委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終わります。

議案第3号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

羽原委員長職務代理者 議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号について御意見、御質問がある方、どうぞ。

菊池先生、いかがですか。

菊池委員 文面変えるだけだということですが、今までこういう書式があるのは知らなかったのですが、ありがたいと思います。

松尾委員 これは所轄年金事務所等となっていますが、この等と申しますのは、何かほかにあるのでしょうか。

教育政策課長 等というのは、それぞれが入っている健康保険組合に関係して、その所轄の事務所に出すということです。ここは厚生年金や社会保険に関係して社会保険事務所等となっておりましたが、例えば共済組合なら共済組合ですし、それぞれのお医者さんの入っている組合によりましてその出すところが、これはあくまでも学校医と学校歯科医が公務災害で何か起きた場合にこの補償請求に対応するというものですから、その校医さんが持っている健康保険によりまして出すところが違ってくるということで、等というものが入っているということです。

菊池委員 多分、保険ではないと思います。例えば大学に勤めている医者は共済組合です。それ以外は社会保険になるようです。

羽原委員長職務代理者 では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終わりたいと思います。

議案第4号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

羽原委員長職務代理者 議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号について御意見、御質問がございましたらどうぞ。

松尾委員 いただいた資料を見ますと、決定後の取り扱いということで、告示後、本文化財の所有者に指定書及び登録書を交付し、説明板を設置しますとありますが、これは無形文化財ですので形の無いものですが、この所有者あるいは説明板の設置位置についてはどうなるのでしょうか。

文化観光国際課長 今、委員からありましたように、無形の文化財ということで所有者ということが基本になります。これまでも無形の文化財が幾つか先例がございまして、その無形の文化財の所有者の、例えば御自宅や事務所の前にこのような文化財を保持していますという内容で、有形の文化財と同じような説明板の設置をこれまでもやってきています。

そういう中で、今回についても先方とはどうしますかという相談も行っていますが、基本的には本日指定ということで御判断いただければ、井田さんのところにこうした無形の文化財をこちらのお宅で保持していますというような内容での説明板は設置をしていきたいと考えております。

羽原委員長職務代理者 もしできたら、水稻荷のほうに少し文面変えたようなものが可能な

ら設置をいていただきたい。

文化観光国際課長 実は高田富士のものについては、いわゆる富士塚については早稲田大学との関係で敷地を交換していて、今あるものというのは移ってしまっている後のものです。従って、正確に言えば今文化財というものではないようなところもありますので、その中で取り扱いを御判断させていただきたいと思っております。

羽原委員長職務代理者 わかりました。

ほかにございませんか。

松尾委員 仮にですけれども、所有者の方が引っ越しをなされたりした場合にはどういった取り扱いになるのでしょうか。

文化観光国際課長 仮にということで引っ越しをされた場合にはということですが、先例というのは今までありませんが、そこでその方が保持されているということが基本になりますので、その場合は、例えば区内で引っ越しをされるということであれば引っ越し先に改めて説明板を設置するのか、あるいはそのときには撤去をするのかというそのいずれかの判断になるかというように考えております。

羽原委員長職務代理者 ほかに御質問ございますか。

石崎教育長 今の部分に関連をするので、教えていただきたいのですが、この先達という方は家として継承されていくものなのですか。

文化観光国際課長 講の中でこれは継承されていくものでございます。そういう中で、先代、先々代については結果として家で継承をされているところですが、古いところを見ますと、家で継承されるものではなくて、講の中の講員として継承されるもの、そういうものでございます。

菊池委員 そうしますと、所有者として、先達、井田三郎と書いてあります。これは所有者、つまり講社だけでよろしいのではないですか。名前が入る必要があるのですか。

文化観光国際課長 講社団体の代表者ということです。

菊池委員 代表者という意味ですね。この個人名が入ると、今後継承していくときにその都度変わらないといけないということでしょうか。

文化観光国際課長 仕組みとしてはそのとおりです。

羽原委員長職務代理者 これは予算措置的なものを伴うのですか。コストはかからないのですか。

文化観光国際課長 説明板等については規定経費の中でとり行わせていただきます。

それからもう一つは、指定文化財ということで指定を受けますと年間3万円の奨励金というものが出来てまいりますので、それについても毎年のある一定の文化財関係の予算フレームの中で支出はしていきたいと考えております。

羽原委員長職務代理者 わかりました。

よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

議案第5号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

羽原委員長職務代理者 議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。ありがとうございました。

#### 報告1 文化財調査員の追加委嘱について

羽原委員長職務代理者 次に、事務局からの報告を受けます。

文化観光国際課長 報告の1番目、文化財調査員の追加委嘱についてです。

文化財調査員の委嘱については、21年11月6日の当委員会で14期の委員について御報告をさせていただきましたが、この委員について欠員が出た関係で、本日追加の委嘱の内容について御報告をさせていただくものです。

新たに委嘱した文化財調査員は内藤浩誉委員です。専門分野については民俗学、それから口承文芸ということで、言い伝えですとか伝承の関係について専門にされている方です。

委嘱の期間ですけれども、21年12月1日から23年9月30日まで、前任者の任期の残りの期間ということになります。

今回の委嘱の理由ですけれども、第14期の文化財調査員のうち、高山茂調査員については、同じく第14期の文化財の保護審議会委員としての委嘱が教育委員会決定において決定をされたところです。これに伴いまして、12月1日から高山茂委員は文化財審議員にお移りいただきました。その結果として、調査員について辞退の申し出及び後任の推薦があり、被推薦者であります内藤委員について、専門分野や経験・実績、こうした点から適任であるということとを判断させていただき、委嘱をさせていただいたというものです。

羽原委員長職務代理者 報告1について、御質問、御意見ございましたらどうぞ。

よろしいですか。

報告 2 その他

羽原委員長職務代理者 御質問がなければ、本日の日程で報告 2、その他となっておりますが何かございましたら事務局からどうぞ。

教育政策課長 特にございません。

羽原委員長職務代理者 では報告事項は以上で終了します。

閉 会

羽原委員長職務代理者 これで本日の教育委員会は閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3時37分閉会